

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション） 重要事項説明書

1. 訪問リハビリテーション事業者（法人）の概要

名称・法人名	独立行政法人地域医療機能推進機構 天草中央総合病院附属介護老人保健施設
代表者名	山本修一
所在地	〒108-8583 東京都港区高輪3丁目22番12号

2. 事業所の概要

(1) 事業所の名称及び事業所番号

事業所名	独立行政法人地域医療機能推進機構天草中央総合病院 附属介護老人保健施設訪問リハビリテーションセンター
開設年月日	平成25年8月7日
所在地	熊本県天草市東町101番地
電話番号	0969-22-2111
FAX番号	0969-22-0660
介護保険指定番号	4350780021

(2) 事業の目的及運営方針

事業の目的	指定訪問リハビリテーションは医師が訪問リハビリテーションの必要性を認めた利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従いリハビリテーション計画を立案し利用者の心身の機能回復を図ることを目的とする。
運営の方針	①利用者の居宅において理学療法、作業療法、その他のリハビリテーションを行い心身の維持回復を図る ②居宅支援事業所（介護予防支援事業所）その他の保健、医療、福祉サービスの提供者及び関係市町村と連携を図り利用者が地域でサービス提供を受けることができるよう努める ③訪問リハビリテーションの目標設定し計画的に実施する ④利用者家族に対し理解しやすいような指導又は説明を行い利用者の同意を得て実施する ⑤正当な理由なく訪問リハビリテーションの提供を拒まない

(3) 訪問リハビリテーションの職員体制

従業員の職種	人数(人)	常勤	非常勤	勤務体制
管理者(医師)	1	1		介護老人保健施設兼務
理学療法士	5	5		介護老人保健施設兼務
作業療法士	2	2		介護老人保健施設兼務

(4) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 但し、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)除く
営業時間	8時30分～17時15分

(5) 実施地域

実施地域	天草市(主に旧本渡市、栖本町、有明町)
------	---------------------

3. サービスの内容と費用

(1) 提供するサービスの内容

介護保険法令の趣旨に従い、訪問リハビリテーションセンターの職員が自宅を訪問し医師の指示に基づき利用者の心身機能の維持回復を図るため、下記の訓練メニューから必要なリハビリテーションを実施します。

- ①関節可動域訓練評価
- ②筋力維持増強指導、訓練
- ③筋再教育
- ④移動評価、指導、訓練
- ⑤バランス評価、指導、訓練
- ⑥起居動作評価、指導、訓練
- ⑦ADL、IADL評価、指導、訓練
- ⑧呼吸評価、指導、訓練
- ⑨巧緻動作評価、指導、訓練
- ⑩介護方法指導
- ⑪福祉用具の選定
- ⑫その他、生活機能向上に必要と思われる評価、指導、訓練

(2) 訪問リハビリテーションの禁止行為

訪問リハビリテーション事業者はサービスの提供にあたり次の行為は行いません。

- ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

- ③利用者の居宅での飲食、喫煙、飲食
- ④身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤その他利用者又は家族に対して宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 費用について

原則として利用料金表の合計利用額の1割、2割又は3割が利用者の負担額となります。

訪問リハビリテーション費（307単位）（介護予防を含む）*

提供時間	1割負担額	2割負担額	3割負担額
20分あたり	307円	614円	921円
40分あたり	614円	1228円	1854円

*事業所の医師が診察を行っていない場合は基本単位より50単位を減ずる

サービス提供体制強化加算Ⅰ（6単位）（介護予防を含む）

提供時間	1割負担額	2割負担額	3割負担額
20分あたり	6円	12円	18円
40分あたり	12円	24円	36円

*厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が利用者に対し指定訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。

短期集中リハビリテーション加算（200単位）（介護予防を含む）

提供時間	1割負担額	2割負担額	3割負担額
20分あたり	200円	400円	600円
40分あたり	400円	800円	1200円

*利用者に対して集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果があると認められる場合に加算します。退院（退所）日又は介護認定の効力発生日から起算して3月いないの期間に1週間につき概ね2日以上、1日あたり20分以上の個別リハビリテーションを行います。

リハビリテーションマネジメント加算（介護予防を含む）

項目		1割負担	2割負担	3割負担
リハビリテーション マネジメント加算 (1月あたり)	A-イ (180単位)	180円	360円	540円
	A-ロ (213単位)	213円	426円	639円
	B-イ (450単位)	450円	900円	1350円
	B-ロ (483単位)	483円	966円	1449円

その他の費用

訪問リハビリテーション実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者負担となります。

(4) 利用料金の請求及び支払い方法

①口座引き落としの場合

毎月月締めとし、請求書を10日頃までに発行します。その月の20日に指定口座よりお引き落としさせていただきます。請求額のお尋ねは1階窓口か電話でお願い致します。

②振込の場合

毎月20日までに指定口座への振り込みをお願いします。

4. サービスの提供について

①訪問リハビリテーションは居宅において心身機能の維持、回復を図り日常生活の自立を支援するために行われる必要なリハビリテーションを提供します。

②訪問リハビリテーション提供時は介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。住所などの変更があった場合は速やかにお知らせください。

③利用者が介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえ速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められる時は、要介護認定の更新の申請が遅くとも、利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなさえるよう、必要な援助を行います。

④訪問リハビリテーションの提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、全て当時業者が行いますが、実際の提供にあたっては利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

⑤医師及び理学療法士、作業療法士は医師の診療に基づき利用者又は家族に説明し同意を得た上で、訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）を作成します。作成した計画は利用者に交付します。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について速やかに診療記録を作成するとともに医師に報告します。

5. 高齢者虐待防止

利用者の人権の擁護、虐待防止のための対策を検討する委員会の開催・職員研修を定期的に行い、体制を整備しております。

①高齢者虐待防止に関する担当者を専任しています。

担当者：森下輝 理学療法士（全国老人保健施設協会リスクマネージャー）

②成年後見制度の利用を支援します。

③虐待防止のため職員に虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

6. 秘密の保持と個人情報の保護

- ①利用者の個人情報について、個人情報保護に関する法律及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」と遵守し適切な取り扱いに努めます。
- ②訪問リハビリテーションの職員は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしません。
- ③訪問リハビリテーションの従事者であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密をもらすことがないように必要な措置を講じます。
- ④訪問リハビリテーションの職員はサービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ることとします。
- ⑤また、この秘密の義務は訪問リハビリテーション提供契約が終了した後のにおいても継続します。

7. 事故発生時の対応

訪問リハビリテーション提供時に事故発生した場合は速やかに市町村及び利用者の家族、当該利用者に係る居宅支援事業所等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。又、事故の原因を解明し、再発防止の対策を講じます。利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、事業所の加入している保険等に損害賠償を速やかに行います。

8. 緊急時における対応方法

訪問リハビリテーション提供時に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画書を作成した居宅介護支援事業へ連絡を行います。

9. 要望又は苦情の申出

提供したサービスに対しての要望又は苦情等については常設の窓口（連絡先）担当者を設置いたしております。担当者が不在の時は、基本的な事項については誰でもが対応できるようにしています。またその後、担当者に必ず引き継ぐようにしております。

利用者相談窓口	窓口	副施設長：古田彰
	ご利用時間	月曜日～金曜日午前9時～午後5時
	電話番号	0969-22-2111
	FAX 番号	0969-22-0660

公的機関においても次の窓口で苦情等の申し出ができます。

①市の相談窓口

天草市高齢支援課	ご利用時間	月曜日～金曜日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
	電話番号	0969-23-1111
	FAX 番号	0969-24-3501

②熊本県国民健康保険団体連合会介護サービス相談窓口

熊本県国民健康保 険団体連合会	ご利用時間	月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 5 時
	電話番号	096-214-1101

1 0. 身分証携行義務について

訪問リハビリテーションを行う者は、常に身分証を携行し初回訪問時及び利用者又は家族から掲示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

1 1. 心身の状態の把握

訪問リハビリテーションの提供にあたり、居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 2. 居宅支援事業所との連携

訪問リハビリテーション計画は既に居宅サービス計画書が作成されている場合は、当該計画のないように沿って作成します。

1 3. サービス提供の記録

訪問リハビリテーション提供の日、内容及び利用者の状況、その他必要な事項を記録し、その記録は 5 年間保管します。また、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収の上、これに応じます。

利用者は訪問リハビリテーション事業者に対して記録の閲覧、謄写を求めることができます。閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当事業所が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

1 4. 感染対策

発生が予測される感染症に対して、全ての訪問リハビリテーション職員が同じ手順で感染対策が行われるように感染対策マニュアルを作成しています。感染症又は食中毒が発

生又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。

- ①感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果については理学療法士、作業療法士に周知徹底します。
- ②感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています
- ③職員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練（シュミレーション）を定期的実施します。

15. 掲示

重要事項を記載したファイル等は閲覧可能な形式で指定訪問リハビリテーション事業所内に備えています。

16. 非常災害対策

非常災害時には、別に定める消防計画書に則り対応を行います。

- ①非常災害に備えて消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画（BCP）を作成し非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備しそれらを定期的に周知します。
- ②消防計画書に則り、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を行います
- ③訓練にあたっては地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

17. 会議や多職種連携における ICT 活用

各会議などについては感染防止や多職種連携の促進から ICT を活用します。

- ①利用者が参加せず医療・介護の関係者のみで実施するものについて「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にしテレビ電話等の活用を行います。
- ②利用者等が参加して実施するものについては、利用者等の同意を得た上でテレビ電話等の活用を行います。

18. ハラスメント対策

訪問リハビリテーション事業所の適切なハラスメント対策を強化する観点から男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえて季節なハラスメント対策を行います。

19. 事業継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において利用者に対する訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するため非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- ①訪問リハビリテーション職員に対し業務継続計画を周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ②定期的に業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて業務改善計画の変更を行います。

20. 衛生管理等

訪問リハビリテーション職員等の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行います。また、指定訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

21. 終結

- ①利用者が要介護認定において非該当と認定された場合
- ②利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、適切な訪問リハビリテーションの提供を越えると判断された場合
- ③利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ④利用者が職員に対して利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為等を行った場合
- ⑤天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により訪問リハビリテーションが実施できない場合
- ⑥利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合
- ⑦利用者が死亡した場合

22. 重要事項説明書に定めない事項

この重要事項説明書に定められていない事項は介護保健施設法令その他諸法令に定めるところにより、利用者と事業者が誠意をもって協議して定めることとします。

平成25年8月1日作成

平成26年4月1日改定

平成27年4月1日改定

平成28年4月1日改定

平成29年4月1日改定

平成30年4月1日改定

令和元年10月1日改定

令和2年 4月1日改定

令和3年 4月1日改定

令和4年 4月1日改定

令和6年 2月1日改定